

資金決済に関する法律に基づく払い戻し実施のご案内

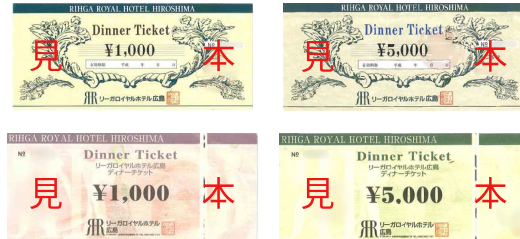
リーガロイヤルホテル広島発行の『ディナーチケット』について

リーガロイヤルホテル広島発行の『ディナーチケット』について、2024年9月30日（月）にて利用を終了し、資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づき、払い戻しを実施させていただきます。

■払い戻しの対象になるディナーチケット

表面に『ディナーチケット』、裏面に発行者が『株式会社リーガロイヤルホテル広島』と記載されている額面1,000円・5,000円の商品券

〈対象の商品券の例〉



■払い戻しの申出期間

2024年10月1日(火)～2024年12月29日(日)

※当該申出期間内にお申し出をされなかったディナーチケットの保有者は、当該払い戻しの手続きから除斥されますので、ご注意ください。

■申し出の方法

ご来館いただける場合

リーガロイヤルホテル広島1階フロントへ【未使用のディナーチケット】をお持ちください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

ご来館いただけない場合

住所、氏名、ご連絡先をリーガロイヤルホテル広島（経理）までお電話にてご連絡ください。お電話にて確認ができ次第、返信用封筒と「ディナーチケット払戻申請書」を郵送いたします。払戻申請書に必要事項をご記入いただき、返信用封筒に【未使用のディナーチケット】を同封のうえ、リーガロイヤルホテル広島（経理）宛にお送りください。

返信された払戻申請書記載内容とディナーチケットを確認し、指定口座へディナーチケット額面の金額を振込にて返金いたします。※返信切手代、振込手数料は弊社にて負担します。

なお、郵送での申し出の場合は、払い戻し申出期間の最終日当日〔2024年12月29日（日）〕消印までが有効となります。

※ご提供いただいた個人情報、本件払い戻し事項以外には使用いたしません。

■払い戻しに関するお問い合わせ先

〒730-0011 広島県広島市中区基町6-78
株式会社リーガロイヤルホテル広島（経理）（082）228-5034
※受付・照会時間 平日10：00～17：00（土日祝日除く）
URL：<https://www.rihga.co.jp/hiroshima>

ホームページはこちら

